

業 務 委 託 契 約 書（案）

収 入
印 紙

業 務 委 託 の 名 称	和泉市キャッシュレス決済端末導入業務 (端末導入初期費用・システム利用料等月額費用含む)		
履 行 期 間	契約日から令和 1 1 年 9 月 2 8 日まで (地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に規定する長期継続契約) ただし、端末利用期間は令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 2 8 日までとする。		
契 約 金 額 (①端末導入 初 期 費 用)	●●円		
	うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額	●●円	
契 約 金 額 (② シ ス テ ム 利用料等月額費用)	●●円(月額)		
	うち取引に係る消費税及 び地方消費税の額	●●円	
契 約 保 証 金	和泉市財務規則第 1 0 4 条第 3 号により免除		

上記の業務委託について、発注者を和泉市、受注者を●●として、次の条項により委託契約を締結する。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年●月●日

発注者 所在地 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号
 名 称 和 泉 市
 代表者 和 泉 市 長 辻 宏 康 ⑩

受注者 所在地 ●●
 名 称 ●●
 代表者 ●●

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、和泉市キャッシュレス決済端末導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

2 この契約に基づく業務の処理において、仕様書に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務実施計画表)

第2条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、仕様書に基づき業務実施計画表を作成し、発注者に提出の上、その承諾を受けるものとする。

(合意管轄)

第3条 この契約に関する紛争についての第一審の管轄裁判所は、発注者の住所地を管轄する地方裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務責任者)

第5条 受注者は、業務を実施するにあたって業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

(担当職員)

第5条の2 この契約の履行について、発注者は、自己に代わって監督又は指示する担当職員（以下「担当職員」という。）を定めたときは、受注者に通知するものとする。

(業務関係者に関する措置要求)

第5条の3 発注者又は担当職員は、業務責任者、従事者及びその他業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で、業務の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を付し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、受注者に通知したうえで、この仕様を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間又は仕様書を変更する必要があるときは、前もって発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が増加費用を必要とし、又は損害を受けたときは、発注者はその増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(臨機の処置)

第7条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

(立会・報告)

第8条 発注者は、契約の適正な履行を確保するために必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる。この場合において、発注者は、業務の履行が適正でないと認めるときは、受注者に対しその補正を求めることができる。

(損害の負担)

第9条 受注者は、受注者の責に帰す事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者(発注者の職員を含む。)に損害を与えたときは、発注者の責に帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(正確な業務執行)

第10条 受注者は、発注者から受渡しがあった課税データ、その他業務を行うにあたり発注者から受渡しがあった資料等(以下「帳票類等」という。)に脱漏又は不鮮明な箇所を発見したときは、受注者の主観的判断で処理することなく、その都度発注者に連絡して、その指示を受けなければならない。

なお、万が一受注者の主観的判断によって処理を行い、かつ発注者が必要と認めた場合は、受注者はその処理内容を無償で修正しなければならない。

2 受注者は、発注者から受渡しがあった帳票類等を修正、改変、改ざんしてはならない。ただし、正確な業務執行のために帳票類等に修正、改変を要するときは、その都度直ちに発注者に連絡して、その指示を受けなければならない。

3 受注者は、本業務が完全に行われるよう最善の方法を考慮するとともに、信義に従い誠実に業務を執行しなければならない。

(成果品の引渡し及び検査等)

第11条 受注者は、頭書に定める期限までに完成した帳票類等の成果品(以下「成果品」という。)を発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者が引き渡すべき成果品の形式、分類等は、発注者の指示するところによる。

3 受注者は、業務を完了したときは、発注者に対して速やかに帳票類等を返還するとともに、成果品を納入し、業務完了届を提出しなければならない。

4 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に成果品を検査し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、前項の検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

6 受注者は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について発注者から改善指示を命じられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、追完の完了を業務委託の完了とみなして前5項の規定を適用する。

(減価採用)

第11条の2 前条の規定にかかわらず、検査の結果、この契約の履行内容に僅少の不備がある場合で発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から追完が困難と認めたときは、相当の価額を減価の上、これを採用することができる。なお、その減価の額は、発注者受注者の両者協議のうえ定め、書面にて通知する。この措置による減価後の金額をもって委託金額とする。

(帳票類等の管理)

第12条 受注者は、発注者から帳票類等の受渡しがあったときは、発注者に預り書を提出するとともに、汚損、紛失等がないよう厳重に管理しなければならない。

2 受注者は、帳票類等について破損し、消滅し、又は滅失したときは、速やかに発注者に報告し、必要な措置を講じなければならない。また、それにより生じた経費は、受注者が負担するものとする。

3 受注者は、正当な理由なく受託業務場所から帳票類等を持ち出してはならない。

4 受注者は業務が完了し、又は契約が解除されたときは、速やかに帳票類等を発注者に返還しなければならない。帳票類等を複写又は複製した場合は、受注者は、書面により帳票類等の廃棄を発注者へ報告しなければならない。

また、廃棄を行う場合は、当該資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講じなければならない。

(委託金額の支払)

第13条 委託金額の内、①端末導入初期費用は一括完了払いとし、②システム利用料等月額費用は毎月完了払いとする。受注者は、第11条第4項又は第6項の検査に合格したときは、発注者の指示する方法により委託金額を請求するものとする。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく、料金に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金額を受注者に支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における延滞金等)

第14条 受注者の責に帰すべき理由により、頭書の履行期間内に業務委託を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞金の額は、委託金額につき、遅延日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法で定める率」という。）を乗じた額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未受領金額に乗じた額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（秘密の保持）

第15条 受注者は、この契約によって業務上知り得た事項及び個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約の事務に従事する者に対し、在職中及び退職後において、業務上知り得た事項及び個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 受注者は、発注者から受渡しがあった帳票類等及び成果品の秘密の保持及び保護保管について、最善の管理体制をもって厳重に管理しなければならない。

（帳票類等の複写又は複製の禁止）

第16条 受注者は、帳票類等を複写又は複製してはならない。ただし、本業務執行のため、複写又は複製が必要な場合で、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第17条 受注者は、この契約に関する業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により、あらかじめ発注者の承諾を受ける場合で、個人情報（特定個人情報を含む。）を取扱う業務を第三者に委託、又は請け負わせる場合は、個人情報の保護に必要な事項を明記した契約書を第三者と締結し、発注者にその契約書の写しを提出するものとする。

3 受注者は、第三者に委託し、又は請け負わせる場合、第三者に対し第22条に基づく書面を求め、発注者にその書面を提出するものとする。

（契約目的以外の使用及び第三者への提供の禁止）

第18条 受注者は、発注者から受渡しがあった帳票類等及び成果品（未完成のものを含む。）を、発注者が指示する業務以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第19条 受注者は、業務処理中事故が発生したとき、又はやむを得ない理由により業務を遂行することができなくなったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 受注者は、この契約の履行に関して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

（発注者の解除権及び解除に伴う措置）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行期間内に履行できる見込みがないとき。

（2）正当な理由なく第11条第6項の追完がなされないとき。

（3）本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができ

ないと認められるとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、ただちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の全部が不履行であるとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第24条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。なお、この場合は第23条の定めによるものとする。
- (9) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
- (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

3 発注者は、前2項の規定により契約を解除したときは、業務委託の履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた履行部分に相応する委託金額を受注者に支払わなければならない。

4 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者が債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

5 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害が、この契約による委託金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、発注者がその超過分につき損害金を請求することを妨げるものではない。

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第4項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第21条の2 発注者は、この契約に関して、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁

止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(2) 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(誓約書の提出)

第22条 受注者及び暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、受注者及び下請負人等が入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び発注者が必要ではないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第23条 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前項の規定により受注者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

4 発注者は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、違約金として委託金額の10分の1に相当する金額を徴収することができるものとする。

5 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、この契約による委託金額の10分の1に相当する金額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。

6 前2項の場合において、受注者が違約金あるいは賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定める率を違約金あるいは賠償金に乗じた額の遅延利息を発注者に払わなければならない。

7 第21条第3項の規定は、本条第1項又は第2項の規定により発注者がこの契約を解除した場合に準用する。

(受注者の解除権)

第24条 受注者は、次の各号いずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由があるときはこの限りでない。

(1) 第6条第1項の規定により、業務委託の内容を変更したため委託金額が2／3以上減少したとき又は業務委託の中止期間が履行期間の1／2を超えたとき。

(2) 発注者が、正当な理由がなく契約に違反し、その違反により業務委託を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その損害額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

3 前項の場合において、発注者が賠償金を受注者が指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における支払遅延防止法で定める率を当該未支払金額に乗じた額を遅延利息として受注者に払わなければならない。

4 第21条第3項の規定は、本条第1項の規定により受注者がこの契約を解除した場合に準用する。

(協議による契約解除)

第25条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(契約不適合)

第26条 引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その補修、補足による追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除は、発注者が別に定める場合を除き発注者がその不適合を知った時から1年が経過する日までに受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(長期継続契約)

第27条 本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額または削除があった場合、発注者は、本契約を変更し、または解除することができる。この場合において、受注者に不測の損害が生じた場合には、発注者及び受注者協議の上、損害額を決定する。

2 前項の場合は、本契約を変更または解除しようとするときは会計年度開始日の2ヶ月前までに、受注者に通知しなければならない。

(賠償額の予約)

第28条 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することなく、委託金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

(1) 第21条の2第1項第1号に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 第21条の2第1項第2号に規定する納付命令が確定したとき。

(3) 第21条の2第1項第3号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、委託金額の10分の1に相当する額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(特許権等の使用)

第29条 受注者は、この契約の履行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務状況の調査報告)

第30条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務委託の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(権利の帰属)

第31条 受注者から引渡しを受けた成果品に対する一切の権利は、発注者に帰属するものとする。

2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(変更の届出)

第32条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届出なければならない。

(協議)

第33条 この契約に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者(第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、当該第三者を含む。以下同じ。)は、この契約を履行するに当たり、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し一切の漏洩をしてはならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中だけではなく退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、当該事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5 受注者は、当該事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを発注者が指定する場所で行うものとし、発注者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

(目的外の使用等の禁止)

第6 受注者は、当該事務に関して知り得た個人情報を、当該事務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又はあらかじめ承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、本業務遂行に必要なため、あらかじめ承諾した場合はこの限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、発注者から受渡しがあった個人情報が記録された帳票類等を複写又は複製する場合は、その帳票類等の名称、複写又は複製が必要は理由、管理方法について、あらかじめ書類による承諾を受けなければならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該事務を処理するために発注者から受渡しがあった個人情報が記録された帳票類等は、速やかに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。また、本業務遂行に必要なため、発注者の承諾を得て帳票類等を複写又は複製した場合は、受注者は、書面により帳票類等の廃棄を発注者へ報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取扱状況の報告)

第10 受注者は、個人情報の取扱いの状況について発注者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第11 受注者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を発注者から求められた場合は、応じなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。